

京 都 大 学 大 学 院 医 学 研 究 科 規 程 及 び
 京 都 大 学 大 学 院 エ ネ ル ギ ー 科 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学大学院医学研究科規程 (昭和30年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 入学候補者の決定は、研究科会議で行う。</p> <p>第3 転学、転科及び転専攻</p> <p>第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 本研究科学生で、転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p><u>第2の2 長期履修</u></p> <p><u>第3条の2 人間健康科学系専攻の博士後期課程において、通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</u></p> <p>第3 転学、転科及び転専攻</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2 }</p>
<p>京都大学大学院エネルギー科学研究科規程 (平成8年達示第15号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 入学候補者の決定は、教授会で行う。</p> <p>第3 転学、転科及び転専攻</p> <p>第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、教授会の議を経て、欠員のある場合に限り、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p><u>第2の2 長期履修</u></p> <p><u>第3条の2 通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</u></p> <p>第3 転学、転科及び転専攻</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>